

学校感染症の種類と出席停止期間

	感染症の種類	出席停止期間
第 1 種 まれであるが 重大な病気	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで。
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 48 時間経過するまで。
第 2 種 学校では、よくある飛沫感染する感染性の病気	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快から 24 時間経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱は解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん	広範性の発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	結核	症状により伝染のおそれがないと認められるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により伝染のおそれがないと認められるまで。
第 3 種 学校で流行を広げる可能性がある病気	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ肺炎など）	症状により学校医その他の医師により感染の恐れがないと認められるまで。 ※その他の感染症については、大学で集団感染が疑われる等の場合は、出席停止の措置を取ることがあります。

※診断された疾患が、公認欠席申請対象の感染症なのかわからない場合は、保健室までお問い合わせください。

桃山学院大学 保健室直通電話：0725-92-7614 メール：hoken@andrew.ac.jp